

基準緩和認定変更届出に係る書類について (氏名もしくは名称・使用の本拠の位置、車台番号)

基準緩和認定変更届出に必要な書類は下記の①～④であり、全て2部ずつ必要です。

届出書等には届出者の押印は不要ですが、記載内容に誤りがないかご確認をお願いします。

なお、確認に時間がかかる場合があるため、あらかじめ管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所に書類の提出をお願いします。

記

- ① 基準緩和認定変更届出書
- ② 基準緩和認定書
- ③ 自動車検査証の写し
- ④ 変更内容がわかる資料

・自治体が発行する住民票の写しもしくは印鑑登録証明書の写し、法務局が発行する履歴事項全部証明書の写し、事業用自動車であれば運輸支局輸送課が発行する連絡票、職権打刻にともなう自動車検査票等の写し。

基準緩和認定変更届出書

中国運輸局長 殿

2023年2月20日

基準緩和認定を受けた自動車について記載事項が変更となりましたので届出します。
なお、基準緩和認定を受けた自動車の管理体制に変更はありません。

届出者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	中国運輸局 株式会社 代表取締役 運輸局太郎
届出者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30

届出する自動車の情報

基準緩和認定番号	中国技第6000号
認定年月日	平成31年1月1日
自動車登録番号	広島199あ1234
車台番号	ABC123-00001

届出の内容

変更の内容	変更後の内容
<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	
<input checked="" type="checkbox"/> 使用の本拠の位置	新 広島県広島市中区上八丁堀6-30 旧 広島県広島市西区観音新町4丁目13-13-2
<input type="checkbox"/> その他	

(日本産業規格A列4番)

備考

- 継続緩和を受けた自動車について、安全性優良事業所認定のある事業所から安全性優良事業所認定のない事業所に使用の本拠の位置を変更した場合は、届出後、遅滞なく第5第1項の申請をすること。